

交付申請書の作成についてのご案内

交付申請書の作成にあたっては、内示額の記載が必要な箇所があります。事業計画書をご提出いただいた後、区からの内示通知を受けたうえで作成してください。なお、申請する補助金の所要額が内示額を上回る場合は、交付予算の都合がありますので、事前に介護人材確保・定着支援担当までご連絡ください。

【申請スケジュール(予定)について】

	法人	品川区
令和7年7月～8月	事業計画書提出	
令和7年9月～		内示額の通知
令和7年12月～ 令和8年1月	交付申請書提出※	
令和8年2月		交付決定
令和8年3月～4月	実績報告書提出	
令和8年4月～5月		補助金交付

※交付申請書提出後から交付決定までの間であれば、交付申請書の内容の変更を受け付けます。
詳細は、介護人材定着支援担当までご連絡ください。

【交付申請書の作成について】

1. 入力シート

- 計画書提出時から内容に変更がない場合は、計画書で作成した「介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業計画書 入力シート」の内容を転記して作成することも可能です。

2. 「補助金交付申請書」(第3号様式)

- 計画書提出時から内容に変更がない場合は、計画書で作成した「介護職員宿舍借り上げ経費補助事業 事業計画書」の内容のうち「事業所名」、「事業所種別」、「申請区分」、「補助対象額」の欄は転記して作成することも可能です。
- 事業計画提出後から福祉避難所または災害時協定締結事務所として区から指定された場合、当該事業所の「申請区分」は、福祉避難所または災害時協定締結事務所を選択してください。
- 事業所を新たに追加または削除する場合は、シート内の事業所名欄に変更内容を反映させる形で、追記または削除を行ってください。

3. 「補助金交付申請書(事業所別)」(別紙1・第3号様式)

- 計画書提出時から内容に変更がない場合は、事業計画書で作成した「介護職員宿舍借り上げ経費補助事業 事業計画書」の内容のうち「事業所名」、「所在地」、「宿舍住所」、「入居者氏名」、「助成対象額」、「外国人介護職員」の欄は転記して作成することも可能です。
- 補助対象者(入居者)を新たに追加または削除する場合は、シート内の該当する欄に変更内容を反映させる形で、追記または削除を行ってください。

- 事業計画書提出時に「宿舍住所」および「入居者氏名」を「未定」としていた場合は、申請時点までに内容を確定いただく必要があります。確定していない「未定」の記載については、削除のうえご提出ください。

4. 「補助金交付申請書(宿舍別)」(別紙2・第3号様式)

- 計画書提出時から内容に変更がない場合は、事業計画書で作成した「介護職員宿舍借り上げ経費補助事業 事業計画書(宿舍別)」の内容を転記して作成することも可能です。
- 計画書提出時から「賃料」等の内容に変更がある場合は、必ず変更後の情報を入力してください。
- 転居等に伴い、新たに事業計画書のシートを作成する必要がある場合は、「事業計画書の作成についてのご案内」に記載例を掲載しておりますので、内容をご確認のうえご作成ください。

5. 入居確認および雇用証明書

- 氏名など、セルに色が付いている箇所に必要事項をご記入ください。本証明書は対象者全員分が必要となりますので、枚数が不足する場合は、タブを追加してご利用ください。
- すでに事前計画書の時点でご提出いただいている分は、再度の提出は不要です。

6. 誓約書

- 当該書類の下側にある日付は、提出日をご記載ください。記載漏れにご注意ください。

【提出書類について】

提出書類一覧(交付)に記載されている各書類をご提出ください。なお、各書類に関してご留意いただきたい点は、以下のとおりですので、あらかじめご確認をお願いいたします。

(1) A「賃貸借契約書(写し)」、B「入居者の住民票の写し」、C「入居確認および雇用証明書」、E「支払金口座振替依頼書」

今回の申請時に必須となります。計画書提出時に未提出の書類(新たな補助対象者分など)がある場合は、あらかじめご準備のうえ、漏れのないようご提出をお願いいたします。計画書提出時に提出し、それ以降変更がない場合は提出不要です。

住民票(写し)は提出時点で取得日から**6か月以内**のものをご提出ください。

(2) 各種協定書(写し)^{※1}

福祉避難所および災害時協定締結事業所の区分で申請する場合、ご提出ください。この区分以外で申請する場合は当該書類の提出は不要です。

なお、こちらも、計画書提出時に提出し、それ以降変更がない場合は提出不要です。

※1:現在、福祉避難所等の整理を進めているため、高齢福祉課を通した令和 7 年度における新たな指定および災害時協定の締結は一時的に停止しております。再開の際は、ホームページ等で改めてご案内いたします。

(3) 外国人介護職員に対する在留資格の確認書類(Ⅰ～Ⅳ)について

外国人介護職員を補助対象者として申請する場合、提出書類一覧(交付)シート記載のⅠからⅣのうち該当する在留資格に応じた書類の提出が必要となります。あらかじめご準備のうえ、漏れないようご提出をお願いいたします。計画書提出時に提出し、それ以降変更がない場合提出不要です。

【その他注意事項】

- (1) 交付申請書提出後に内容を変更する場合は、「交付申請変更届出書(第4号様式)」の提出が必要となります。なお、交付額決定日以降の変更申請は受理できませんので、ご注意ください。
- (2) 「補助金交付申請書」は、各シート右上のプルダウンを選択することで、実績報告時に使う「補助金実績報告書」に切り替わります。
実績報告時は交付申請時の内容を上書きすることとなります。交付申請で使用したファイルは別途保存しておくことを推奨します。
- (3) 区からの通知文書等を法人所在地以外の住所で受け取りたい場合は、「入力シート」に送付先住所をご記入ください。

【提出期限】

令和8年1月16日(金)まで

【提出方法・提出先】

以下、「品川区電子申請サービス」のみで受け付けます。

https://apply.e-tumo.jp/city-shinagawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2955

【問い合わせ先】

ご不明点等は下記担当まで、原則電子メールにてご照会ください。また、照会の際は「件名」に「品川区宿舍借り上げ経費補助金についての照会」と明記していただくようお願いいたします。

【メールアドレス】

品川区福祉部高齢者福祉課介護人材確保定着支援担当
korefksh-jinzai@city.shinagawa.tokyo.jp

記入例

品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業 提出書類一覧 (交付申請時)

■1～6およびA～Eの書類は交付申請書提出時に必要となります。

5の書類については、福祉避難所および災害時協定締結事業所[※]として申請する場合のみ必要となります。ただし現在区と協定締結に向けて協議中である場合に限り、交付決定されるまでの期間に提出することを認めます。

■外国人介護職員に関しては、A～Eの書類に加え、特定技能『介護』や技能実習(介護職種)など、在留資格の種別に応じた追加書類(ⅠからⅣ)のご提出が必要となります。ただし、計画書提出時に既に提出済みの場合は、再提出は不要です。

■品川介護福祉専門学校学生に関しては、ABDEの書類に加え、アの追加書類の提出が必要です。ただし、計画書提出時に既に提出済みの場合は、再提出は不要です。

※災害時
なら

申請に必要な書類を確認のうえ、
提出書類のチェック欄を■に変更
してください。

利用者の安否確認および避難所等での介護サービスの提供等
を行う事業所が対象です。

法人名	社会福祉法人 品川園
記入担当者	荏原 太郎
連絡先	△△△-△△△-△△△

No.	提出時 チェック欄	提出書類	様式等	備考	注意点
1	☐	提出書類一覧	本表		申請時チェック欄に■を付してください。
2	☐	補助金交付申請書	第3号様式		1部提出してください。
3	☐	補助金交付申請書(事業所別)	別紙1 (第3号様式)		事業所ごとに作成してください。 (例:「3事業所ある場合は3部」)
4	☐	補助金交付申請書(宿舍別)	別紙2 (第3号様式)		宿舍ごとに作成してください。
5	☐	各種協定書 【① 福祉避難所】 例:「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書」 【② 災害時協定締結事業所】 例:「災害時における利用者の安否確認等に関する覚書」			事業計画書提出時に提出していない場合は、必ず提出してください。 なお、「各種協定書」は「福祉避難所」または「災害協定事務所」の区分で申請する事業所の必要となります。
A	☐	賃貸借契約書		原本の写し	契約更新した場合も、更新後の契約書でも提出してください。
B	☐	入居者の住民票の写し ※マイナンバー、続柄、住民票コード、本籍地の記載は不要。		「住民票の写し」原本 (令和7年4月1日以降かつ6か月以内に取得したもの)	入居者が記載された住民票(世帯一部または世帯全員) マイナンバーの記載がある住民票は受領できませんのでご注意ください。
C	☐	入居確認および雇用証明書	別紙様式1		品川介護福祉専門学校生徒除く
D	☐	誓約書	別紙様式2		
E	☐	支払金口座振替依頼書	別添ファイル		既に債権者登録が済んでいる場合でも、ご提出ください。
外国人介護職員	Ⅰ	☐ 特定技能「介護」に係る指定書		パスポート貼付部分	在留資格(介護)を有する介護職員
	Ⅱ	☐ 雇用契約書(技能実習様式)		原本の写し	特定技能(介護)を有する介護職員
	Ⅲ	☐ 在留カード		カードの「写し」	在留資格『留学』を有し、資格外活動許可を受けた留学生
	Ⅳ	☐ 雇用契約書(EPA様式)		原本の写し	在留資格『特定活動(EPA)』を有する介護職員
学生	ア	☐ 在学証明書その他、在学の事実を確認できる書類		原本の写し	品川介護福祉専門学校学生

共通

記入例

第3号様式（第14条関係）

（提出先）品川区長 あて

「申請」の表示になっていることを確認してください。

申請

令和7年4月1日

法人名 社会福祉法人 品川園

法人所在地 品川区広町2-1-36

代表者職名 理事長

代表者氏名 品川 太郎

令和7年度 品川区介護職員等宿舍借り上げ経費 補助金交付申請書

「事業計画書」の内容から変更がなければ、事業計画書からコピー＆ペーストして作成することもできます。

事業実施要綱第14条第1項に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

1 補助金 金8,634,300 円

2 内訳

	事業所名	事業所種別	申請区分	補助対象額	内示額	補助金申請額
1	品川ホーム	介護老人福祉施設	福祉避難所	4,143,000 円		
2	しながわデイサービス	通所介護	災害協定等	200,000 円		
3	グループホームしながわ	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	その他	300,000 円		
4	品川介護福祉専門学校	品川介護福祉専門学校	介護学校	4,000,000 円		
5				円		
合 計				8,643,000 円	¥8,634,300 円	8,634,300 円

3 補助金交付申請書（事業所別） [様式2]

新たに事業所を追加する場合は、事業計画書に記載された事業所番号の次の番号からご記入ください。なお、各事業所の補助対象額の合計は、原則として内示額の範囲内となるようご記載ください。内示額を超える場合は、必ず事前に『介護人材確保定着担当』までご連絡ください。

区から通知された内示通知書記載の内示額をご記入ください。

氏名	荏原 太郎
連絡先 (TEL)	△△△-△△△-△△△
e-mail	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@city.shinagawa.co.jp

区記入欄

記入例

別紙1（第3号様式）（第14条関係）

（提出先）品川区長 あて

「申請」の表示になっていることを確認してください。

申請

法人名 社会福祉法人 品川園

令和7年度 品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業 補助金交付申請書（宿舍別）

1 補助対象額 金4,143,000 円

2 内訳

・事業所名

品川ホーム

・所在地

品川区大井町1-1-1

「事業計画書」の内容から変更がなければ、事業計画書からコピー＆ペーストして作成することもできます。

宿舍番号	宿舍住所 (建物名・部屋番号まで記載すること)	入居者氏名	補助対象額 (注1)	外国人介護職員 (注2)	備考
1	品川区広町2-1-35 品川寮101	品川 三郎	852,000 円		
2	品川区広町2-1-35 品川寮101	ファンデラクルス 他1名	852,000 円	在留介護資格	
3	品川区荏原6-17-12	荏原 太郎	852,000 円		事業計画書では「未定」で申請
4	品川区広町2-1-35 品川寮101（～7月4日） 品川区二葉1-1-2 荏原寮101（7月5日～）	品川 次郎	842,000 円		品川寮から荏原寮に転居。転居先は補助金対象施設
5	品川区二葉1-1-2 荏原寮101	品川 四郎（～11月14日） 品川 五郎（12月1日～）	745,000 円		品川四郎は11月14日で退去予定 品川五郎は12月1日で補助金申請予定
6			円		
合 計			4,143,000 円		

新たに宿舍住所等を追加する場合は、事業計画書に記載された宿舍番号の次の番号からご記入ください。

事業計画書において『未定』と記載された項目については、計画申請時には『未定』のままでは申請できませんので、ご注意ください。

記入例

「申請」の表示になっていることを確認してください。

申請

令和7年4月1日

（提出先）品川区長 あて

令和7年度 品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業
補助金交付申請書（宿舍別）

法人名 社会福祉法人 品川園

宿舍番号

1

事業所名	品川ホーム
サービス種別	介護老人福祉施設
区分	福祉避難所

宿舍住所 (建物名・部屋番号も記載)		品川区広町2-1-36 品川寮101	
※事業所からの距離			同一宿舍に複数の補助対象者が居住している場合は、下欄または備考欄に氏名および補助対象期間をご記入ください。
入居者氏名		品川 次郎	
補助期間	開始日	2025. 4. 1	【氏名】
	終了日	2026. 3. 31	【補助対象期間】

「事業計画書」の内容から変更がなければ、事業計画書からコピー＆ペーストして作成することもできます。

金 852,000 円

種別	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	合計 (円)
賃借料	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	960,000
共益費（管理費）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	60,000
礼金および更新料等													
支払年月日	2025. 4. 1												
支払額	160,000	13,333	13,333	13,333	13,333	13,333	13,333	13,333	13,333	13,333	13,333	13,337	160,000
割月数	12												
合計	98,333	98,333	98,333	98,333	98,333	98,333	98,333	98,333	98,333	98,333	98,333	98,337	1,180,000
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	120,000
	88,333	88,333	88,333	88,333	88,333	88,333	88,333	88,333	88,333	88,333	88,333	88,337	1,060,000
	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	82,000	984,000
備考	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	71,000	852,000
(1,000円未満切捨)													

賃借料等を変更する場合は、変更してください。
なお、この宿舍含め補助対象額の合計は、原則として内示額の範囲内となるようにしてください。内示額を超える場合は、必ず事前に『介護人材確保定着担当』までご連絡ください。

備考

自動入力されます。

入居確認および雇用証明書

(法人名) 社会福祉法人 品川園 を甲、(対象入居者) 品川 三郎 を乙と定め、甲は乙の雇用について以下のとおり証明し、また借り上げ宿舎の入居に関して、甲乙間で以下のとおり確認する。

氏 名	品川 三郎																																																																			
宿 舎 住 所 (建物名・部屋 番号まで記入)	品川区広町2-1-35 品川寮101																																																																			
入居者負担額	月額	10,000																																																																		
補 助 期 間	(開始)	令和	7	年	4	月	1	日	から	(終了)	令和	8	年	3	月	31	日																																																			
勤 務 先																																																																				
雇 用 期 間	(採用)	令和	6	年	4	月	1	日	から	(退職)	令和		年		月		日																																																			
その他	① 品川区介護職員宿舎借り上げ経費補助事業実施要綱別表1に定める介護保険サービス事業所に勤務し、職種は、介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員および計画作成担当者のいずれかである。 ② 非常勤職員については、①の職種として勤務し、かつ所定労働時間として20時間勤務実績があること ③ 法人と入居契約等を締結し勤務先の福祉避難所または災害時協定等締結事務所において災害対策上の業務に従事するものである。(要綱第3条第3号の事業者除く) ④ 当該法人の役員ではない。 ⑤ 住居手当を受給していない。また、同居人(同一世帯の世帯員等)がいる場合、その同居人も住居手当を受給していない。 対象者が休暇または休職する場合は、その状況と期間を入力してください。該当がない場合は、特段入力等必要ありません。 補助事業実施要綱第22条に定める補助金の交付を受給していない。また、同居人がある場合、その同居人も同補助金を受給していない。 長期にわたる休暇・休職を取得している場合、(産休・育休等によるもの)となる。 (休暇等の状況)※取得の有無についていずれかに <table><tr><td rowspan="2">☐</td><td rowspan="2">取得有</td><td>休暇・休職の状況</td><td colspan="15">選択してください</td></tr><tr><td>休暇・休職の期間</td><td>令和</td><td></td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td><td>～</td><td>令和</td><td></td><td>年</td><td></td><td>月</td><td></td><td>日</td></tr><tr><td>☒</td><td>取得無</td><td colspan="15"></td></tr></table>																	☐	取得有	休暇・休職の状況	選択してください															休暇・休職の期間	令和		年		月		日	～	令和		年		月		日	☒	取得無															
☐	取得有	休暇・休職の状況	選択してください																																																																	
		休暇・休職の期間	令和		年		月		日	～	令和		年		月		日																																																			
☒	取得無																																																																			

(甲) 法 人 名 : 社会福祉法人 品川園

代表者職氏名 : 品川太郎

(乙) 氏 名 : 品川 三郎

現 住 所 : 品川区広町2-1-35 品川寮101

現住所を入力します。

誓 約 書

当法人は、品川区介護職員等宿舍借り上げ経費補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく申請にあたり、次のことを誓約いたします。

記

1. 宿舍にかかわる事項

- (1) 当法人が借り上げた宿舍であること
- (2) 当法人の役員または法人が所有する不動産ではないこと
- (3) 事業所の半径 10 キロメートル圏内にある宿舍であること（要綱第 3 条第 3 号および第 4 号に該当する事業者は除く）

2. 入居者に関わる事項

- (1) 要綱別表 1 に定める介護保険サービス事業所に勤務する職員であり、当該職員の職種は介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、介護支援専門員および計画作成担当者のいずれかであること（要綱第 6 条第 1 項第 2 号に該当する者は除く）
- (2) 当法人の役員ではないこと
- (3) 非常勤職員を対象入居者として申請する場合は、当該非常勤職員の所定労働時間が週 20 時間以上であること
- (4) 災害対策上の業務に従事する職員であること
（要綱第 6 条第 1 項第 2 号に該当する者は除く）
- (5) 品川区介護福祉専門学校の学生であること
（要綱第 6 条第 1 項第 1 号に該当する者は除く）

3. その他の事項

- (1) 要綱第 4 条第 1 号および 2 号に定める該当の者がいないこと
- (2) 要綱第 4 条第 3 号に定める社会福祉法等の違反事実がないこと
- (3) 入居者負担額に関し、申請書に記載の金額と相違ないこと
- (4) 住居手当およびこれらに準ずる趣旨で支給される住宅関連手当を受給していない者であること。また、同居人（同一世帯の世帯員等）がいる場合、その同居人も上記各種手当を受給していないこと

記載漏れにご注意ください。
書類の提出日の日付をご記載ください。

本誓約書の提出は補助金の申請を取り下げます。

本誓約書の内容に他の不正等が補助金支給後に発覚した場合は補助金を返還します。

令和 7（2025 年）年 4 月 1 日

（提出先）品 川 区 長